

聖籠町下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第十五号

聖籠町下水道条例の一部を改正する条例

聖籠町下水道条例（平成十一年聖籠町条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の表を次のように改める。

区分	基本料金	超過料金		使用料月額
		一般	工業	
汚水の排除量	一〇立方メートルまで	一〇立方メートルを超える分	一〇立方メートルを超える分	一、五〇〇円
		一立方メートルにつき一五〇円	一立方メートルにつき六〇円	

備考

1 一般汚水とは、次項で規定する工業汚水以外の汚水をいう。

2 工業汚水とは、特定事業所から製造工程で排除される汚水であつて、一日当たりの平均的な汚水の量が五十立方メートル以上のものをいう。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。